

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第259号)

平成15年7月17日

横 情 審 答 申 第 259 号

平 成 15 年 7 月 17 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年4月2日教教人第1号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験第二次試験
中学校・高等学校論文試験及び面接試験の採点基準」の非開示決定に
対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験第二次試験 中学校・高等学校論文試験及び面接試験の採点基準」のうち、中学校・高等学校論文試験の採点基準を非開示とした決定は妥当であるが、面接試験の採点基準を非開示とした決定は妥当ではなく、少なくとも、評定の際の着眼点、質問例及び評定基準等の情報が記載されている「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験面接試験実施要領 個人面接・模擬授業」を本件請求に係る行政文書として特定したうえで、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験第二次試験 中学校・高等学校論文試験及び面接試験の採点基準」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成14年3月6日付で行った本件申立文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

論文試験は、学力試験では判定できない教員としての考え方や実践力をその論述内容から判定しようとするものである。採点は複数の者が個々に評価したうえで、合議により決定しており、文章化された採点基準は作成していない。

また、面接試験においては、受験者との面談をとおして総合的に人物を評価するものであり、文章化された具体的な採点基準はない。

今回請求のあった文書は、作成又は取得しておらず、条例第2条第2項にいう「行政文書」を保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 申立人は、試験の合否の基準となる資料を請求したものである。然るに、実施機関側は、文書自体存在していないという回答であった。この回答は、通常の試験ではあり得ない。何故なら、合否を判定せねばならぬものに基準がないとすれば、合否を出す基準が存在せぬこととなり、試験自体が成立しない。

そこで、申立人は、併せて選考基準も請求した。すると、その基準の方は明確に存在していた。その基準は百分率による基準であり、百分率であるということは、即ち、明確な採点基準を以ってして導き出されねばならぬもので、それは、数値で判断されなければならぬものである。なれば、採点基準が明らかに存在せねば、この選考基準は有名無実のものとなり、これ自体、採用の選考に使われたかどうか疑わしい事態となる。しかし、現実には本選考採用者がいた訳であるから、この基準は適用されていると考える。そうなると、採点基準を作っていないとする実施機関側の説明には多分の無理が生じる。

したがって、隠蔽であるとの結論に至る。隠蔽ならば、非開示は不当であり、不実記載による違法行為に該当する。

(2) 「採点は、複数の者が個々に評価したうえで、合議により決定しており、文章化された採点基準は作成していない。」とする部分がそもそもの誤りであり、あり得ない。この試験は、二次試験の全教科に於いて出題されているものである。それを一人の試験官が比較対照するならまだしも、複数の人間が合議するのに、何らかの基準がなければ合否を決定できないはずで、益々以って、この回答は不可思議である。

また、もしも、この事の方が事実であるとするならば、大変なことである。当該試験が、基準を設けず、実に無計画にも推進されてしまったことを示してしまうのである。

(3) 実施機関側は、採点しなければいけない試験に選考基準が存在しているにもかかわらず、「採点基準など無い」という意味不明でなんとも不可解な回答をしている。それが証拠に、開示された「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験第二次試験選考基準」は、各評定項目が100点満点で、選考評定比率が%表示なのである。%を使用ということは、明確に各評定項目が、点数化されていなければならない。よって、明確な基準を文章化しておかねば、100点満点という点数化も不可能である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

申立人が、本件請求において開示を求めている本件申立文書は、平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験第二次試験において実施された、中学校・高等学校論文試験（以下「本件論文試験」という。）及び面接試験（以下「本件面接試験」という。）に係る採点基準である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件論文試験の採点は、複数の者が個々に評価したうえで、合議により決定しており、また、本件面接試験は、受験者との面談をとおして総合的に人物を評価するものであることから、いずれも文章化された採点基準は作成しておらず、条例第2条第2項にいう「行政文書」を保有していないため、非開示としたと主張している。

イ そこで、当審査会では、実施機関の当該理由に基づく本件処分の妥当性について審議するため、平成15年5月16日に実施機関に対して事情聴取を行った。

ウ それによると、実施機関は、本件論文試験は、学力試験では判定できない教員としての考え方や実践力をその論述内容から判定しようとするものであり、採点は複数の者が個々に評価したうえで合議により決定しているため、文章化された採点基準は作成していないと主張し、複数の採点者が分担して採点するとなれば、文章化された採点基準がないと判断が不統一になるかもしれないが、本件論文試験については、複数の採点者が、それぞれ全受験者分の答案を採点したうえでそれを最終的に合議というかたちで総合的に判定していることから、試験の公正性は確保できると説明している。

このような採点方法においては、明文化された採点基準が不要であるとして、当該採点基準を作成又は取得していないとする以上のような実施機関の説明に、特段不合理な点は認められず、当審査会としては、本件論文試験に係る採点基準が存在するとの確証を得ることはできなかった。

エ また、本件面接試験について、実施機関は、受験者との面談をとおして総合的に人物を評価するものであり、文章化された具体的な採点基準はない旨主張している。

実施機関の説明によると、面接試験に係る評定の基準、評定方法、評定上の留意事項及び面接質問例等については、平成13年度横浜市公立学校教員採用候補者選考試験第二次試験を実施するにあたって作成した「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験面接試験実施要領 個人面接・模擬授業」（以下「面接実

施要領」という。)に記載があるが、実施機関は、これらのものは、どのような回答をした場合に何点にするかという意味での採点基準ではないため、本件処分の対象としなかったと説明し、本件面接試験の採点は個々の評点者の評価によるものであると主張している。

一般的に、面接試験は、受験者との対話を通じて総合的に人物を評価するものであること、また、面接官の質問内容等が定型的ではなく、受験者の発言等に応じて様々に発展していくものであること等を踏まえると、本件面接試験について、どのような回答をした場合に何点にするかといった、面接内容を点数化するための明確な基準を作成又は取得していないとする実施機関の説明には、特段不合理な点は認められない。

しかし、実施機関が作成した面接実施要領には、評定を行う際の着眼点及びこれらの着眼点に沿った質問例等が記載されており、面接官は、これらの情報を手がかりに面接及び評定を行っているものであることが認められる。

また、評定に当たっては、教員として採用すべきか否かを、面接実施要領に記載されている評定の基準(7段階の基準)に沿って総合的に判定するものとされており、実施機関は、これらの評定結果を点数に置き換えたうえで、実施機関の定める「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験第二次試験選考基準」に基づき合否判定を行ったと説明している。

そうであるとすれば、面接実施要領に記載されている評定の際の着眼点、質問例及び評定基準等の情報は、本件面接試験における採点の基礎となる情報であり、本件請求の対象である面接試験の採点基準に含まれるものであると考えられる。

したがって、実施機関は、少なくともこれらの情報が記載されている面接実施要領については本件請求に係る行政文書として特定すべきである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件論文試験の採点基準について、条例第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示とした決定は、妥当であるが、本件面接試験の採点基準について、同理由で非開示とした決定は妥当ではなく、少なくとも、評定の際の着眼点、質問例及び評定基準等の情報が記載されている面接実施要領を本件請求に係る行政文書として特定したうえで、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

なお、実施機関は、本件面接試験の採点基準について、面接実施要領以外にも本

件請求の対象となり得る行政文書が存在するか否かを確認したうえで、それが存在する場合には、当該行政文書についても当然に本件請求に係る行政文書として特定すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年4月2日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年4月26日 (第268回審査会)	・諮問の報告
平成14年5月17日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月4日 (第9回第一部会)	・審議
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・審議
平成15年5月2日 (第11回第一部会)	・審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	・審議
平成15年6月20日 (第14回第一部会)	・審議
平成15年7月4日 (第15回第一部会)	・審議